

越谷市自治基本条例の一部を改正する条例について

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するもの

【改正点】

地方自治法の引用条文が移動したことに伴い、法令の引用部分について改正するもの

《改正前》 地方自治法第74条第2項から第4項までおよび第6項から第8項まで



《改正後》 地方自治法第74条第2項から第4項までおよび第7項から第9項まで

○ 引用箇所 地方自治法の条例の制定・改廃に係る直接請求に関する規定（下線部は改正箇所）

自治基本条例の一部改正の内容について

新旧対照表（引用部分）

新	旧
<p>(住民投票)</p> <p>第27条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に規則で定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。</p> <p>2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めます。</p> <p>3 前2項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第2項から第4項までおよび第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項までならびに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によります。</p> <p>4 市は、住民投票の結果を尊重します。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第27条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に規則で定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。</p> <p>2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めます。</p> <p>3 前2項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第2項から第4項までおよび第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項までならびに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によります。</p> <p>4 市は、住民投票の結果を尊重します。</p>

地方自治法第74条の一部改正の内容について

新旧対照表（引用部分）

新	旧
<p>第74条 条文略</p> <p>2～5 条文略</p> <p><u>6 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第一項の代表者（以下この項において「代表者」という。）となり、又は代表者であることができない。</u></p> <p><u>一 公職選挙法第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）</u></p> <p><u>二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者</u></p> <p><u>三 第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者</u></p> <p>7～9 条文略</p>	<p>第74条 条文略</p> <p>2～5 条文略</p> <p>6～8 条文略</p>